

蒲郡市小規模企業等振興資金融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、金融機関との取引の薄い中小規模の商工業者が、事業上必要とする資金の融通を円滑にすることにより、その経営の振興に資することを目的とする。

(制度運用の指針)

第2条 市は、愛知県（以下「県」という。）と相互に協調し、この制度を効率的に運用するものとする。

(資金措置)

第3条 市は、この制度の運用資金に充てるため、予算で定められた金額（以下「市資金」という。）を別途契約により、取扱金融機関に預託する。

2 前項の預託は、期間1年以内、利率は年0.5パーセント以内とする。

(協調)

第4条 市は、県資金の預託額に対し相当の資金（以下「協調資金」という。）を取扱金融機関に預託するものとする。この場合において、預託の期間及び利率は県資金に準ずるものとする。

2 市は、前項により協調資金を取扱金融機関に直接預託したときは、預託に係る契約書又は覚書の写しを添えて速やかに県へ報告するものとする。

(取扱金融機関)

第5条 取扱金融機関は、別に定めるものとする。

(融資枠)

第6条 取扱金融機関は、預託された資金（市資金と県資金の合計額）に対し、累計2.0倍（ただし、預託期間が6か月以内の資金に対しては1.0倍）で算出された額の合計額を目処（以下「融資枠」という。）として融資を行うものとする。

(信用保証)

第7条 この制度にかかる融資は、すべて愛知県信用保証協会（以下「協会」という。）の信用保証付とする。

(融資の種類)

第8条 この制度による融資は、次のとおりとする。

(1) 通常資金

(2) 小口資金

(3) 災害復旧資金

(暴力団等の排除)

第9条 蒲郡市暴力団排除条例（平成23年蒲郡市条例第3号）第2条第1号及び第2号並びに愛知県暴力団排除条例（平成22年愛知県条例第34号）第2条に定める暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員等に該当する者は、この制度を利用することができない。

(通常資金)

第10条 通常資金の融資対象は、次の各号のいずれにも該当する会社、個人、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）とする。

- (1) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号。以下「保険法施行令」という。）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。
- (2) 常時使用する従業員の数が50人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、30人）以下であること。
- (3) 市内で事業を適法に営んでいること。
- (4) 税の滞納がないこと。
- (5) 協会の信用保証対象資格があること。

2 通常資金の融資条件は、次のとおりとする。

(1) 資金使途 事業上の設備資金及び運転資金

(2) 金額 5,000万円以内

(3) 期間及び利率	[3年以内	年1.3パーセント
設備資金		5年以内	年1.4パーセント
		7年以内	年1.5パーセント
		10年以内	年1.6パーセント
運転資金	[3年以内	年1.3パーセント
		5年以内	年1.4パーセント
		7年以内	年1.5パーセント

(4) 貸付方法 証書貸付

(5) 返済方法 据置1年以内の分割返済

(6) 担 保 原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。

(7) 保 証 人 原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。

(8) 信用保証料 協会所定

(小口資金)

第11条 小口資金の融資対象は、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第3項第1号から第6号までに規定する小規模企業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。なお、本資金は、国の全国統一保証制度である小口零細企業保証制度の対象資金とする。

(1) 保険法施行令第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。

(2) 市内で事業を適法に営んでいること。

(3) 税の滞納のないこと。

(4) 協会の信用保証対象資格があること。

2 小口資金の融資条件は、次のとおりとする。

(1) 資 金 使 途 事業上の設備資金及び運転資金

(2) 金 額 2,000万円以内（申込融資額を含めた信用保証協会保証付融資残高（極度設定のある保証は、融資極度額）が2,000万円以内であること。）

(3) 期間及び利率	[3年以内	年1.1パーセント
設備資金		5年以内	年1.2パーセント
		7年以内	年1.3パーセント
		10年以内	年1.4パーセント
運転資金	[3年以内	年1.1パーセント
		5年以内	年1.2パーセント
		7年以内	年1.3パーセント

(4) 貸 付 方 法 証書貸付、手形貸付、手形割引又は電子記録債権割引とする。
ただし、根保証等極度設定のある貸付形式を除く。

(5) 返 済 方 法 据置1年以内の分割返済、又は一時返済

(6) 担 保 原則として要しない。

(7) 保 証 人 原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。

(8) 信用保証料 協会所定

(災害復旧資金)

第12条 災害復旧資金の融資対象は、次の各号のいずれにも該当する会社、個人、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 市内において災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「救助令」という。）第1条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する災害が発生し災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）が適用され（県と協議のうえ、これらに準ずるものと市長が認めた場合を含む。）、当該災害により被災したこと。

イ 救助令第1条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する災害が発生し、県内の7以上の市町村の区域に救助法が適用された当該災害により被災したこと。

(2) 保険法施行令第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。

(3) 市内で事業を適法に営んでいること。

(4) 税の滞納のないこと。

(5) 協会の信用保証対象資格があること。

2 災害復旧資金の融資条件は、次のとおりとする。

(1) 資金使途 災害復旧に必要な事業上の設備資金及び運転資金

(2) 金額 5,000万円以内

(3) 期間及び利率 設備資金 7年以内 年1.2パーセント

運転資金 5年以内 年1.2パーセント

(4) 貸付方法 証書貸付

(5) 返済方法 据置1年以内の分割返済

(6) 担保 原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。

(7) 保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。

(8) 信用保証料 協会所定

(残高方式)

第13条 第10条第2項第2号に規定する通常資金の金額及び前条第2項第2号に規定する災害復旧資金の金額は、それぞれ融資残高（通常資金の残高については、この制度要綱の一部を改正する要綱（平成19年10月1日改正）による改

正前の要綱第10（特別小口資金）及び同要綱（平成24年4月1日改正）による改正前の要綱第10（商工業振興資金（通常資金））の融資残高を含む。）の上限をいうものとし、過年度に融資した残高は、それぞれの制度の残高とみなす。

（申込受付期間）

第14条 申込みの受付期間は、次のとおりとする。

(1) 通常資金及び小口資金

申込みは、常時受け付ける。

(2) 災害復旧資金

災害発生の日から3か月。ただし、特別の事情があるときは6か月を超えない範囲内で別に定める日までとする。

2 融資枠に達したときは、前項の規定にかかわらず期間内であっても締め切ることができるものとする。

（申込受付機関）

第15条 申込みの受付機関は、通常資金及び災害復旧資金については取扱金融機関の市内各店舗とし、小口資金については取扱金融機関の市内各店舗又は市とする。

（申込書類）

第16条 申込みには、次の書類を要する。

(1) 信用保証委託申込書（協会所定） 1通

(2) 納税証明書類 各1通

(3) 設備の計画を説明する書類（設備資金の場合） 1通

(4) 市の発行する罹災証明書、被災証明書等（災害復旧資金の場合） 1通

（審査決定等）

第17条 申込みを受け付けた取扱金融機関は、申込みの内容について実態を調査し、適切と認めるものについては、速やかに関係書類を当該事業所の所在する市を経由して協会へ送付するものとする。

2 小口資金に係る申込みを受け付けた市は、申込みの内容について実態を調査し、適切と認めるものについては速やかに関係書類を協会へ送付するものとする。

3 取扱金融機関から関係書類の送付を受けた市は、必要に応じ調査等を行った後、送付状を付し、速やかに協会へ送付するものとする。

4 協会は、第1項及び第2項の送付を受けたときは、速やかに保証承諾の可否を

審査のうえ、保証を可とするものについては取扱金融機関に信用保証書を発行すると同時に市及び推薦機関に通知するものとする。

- 5 取扱金融機関は、信用保証書を受領後速やかに融資を実行するものとする。
(推薦機関)

第18条 推薦機関は、蒲郡商工会議所とする。

- 2 推薦機関は、申込者から依頼があった場合は申込書類の確認を行うとともに、適切と認められる場合は推薦書を作成のうえ、速やかに関係書類を受付機関に送付するものとする。

(取扱注意)

第19条 この制度の略称を通常資金については「振」、小口資金については「振小」、災害復旧資金については「振災」とし、関係機関はこの制度に係る書類には融資の種別に従い、略称を付して他と区別するものとする。

- 2 取扱金融機関は、この制度に係る融資を別枠扱いするものとし、また歩積両建預金等を要求してはならない。
- 3 融資手続き等については、この要綱に定めるもののほか取扱金融機関所定の方法に従うものとする。

(遵守事項、指示、調査及び報告)

第20条 この制度の利用者は、この要綱及び関係機関との約定を遵守しなければならない。

- 2 市は、この制度の利用者について関係書類の不実記載、資金使途の虚偽流用等この要綱に違反する事項があると認めるときは、関係機関と協議する。また、この制度の適正な運用を図るため必要があるときは、協会及び取扱金融機関に対して、指示、調査を行い、又は報告を徴することができる。

(その他)

第21条 この要綱に規定するもののほか、この制度の運用について必要な事項は、市と関係機関との協議により定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から実施する。
- 2 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第3項第5号の規定に該当する中小企業者として市長の認定を受けたものに係る第9及び第10の規定の運用については、事業上の運転資金であって、原則として指定期間中に融資

実行するものに限り、据置期間は1年とすることができる。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成11年6月10日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成13年9月20日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年8月13日から実施し、同日以降の申込み受付のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から実施し、同日以降に協会が保証申込みを受付けたものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年3月2日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施し、同日以降の保証承諾のものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年3月18日から実施する。

蒲郡市小規模企業等振興資金融資制度要綱事務処理細則

(要綱の添付)

第1条 取扱金融機関との覚書の締結時に、県の要綱を添付するものとする。

(税の種類及び調査方法)

第2条 納税要件の調査は、所得税（法人の場合は法人税）、事業税、県民税、市民税について行うものとする。

2 要綱第16条第1項第2号に規定する納税証明書類については、前項の税目に係る直近の納付書又は納付が確認できる通帳の写し、若しくは納税証明書とする。

なお、過去の滞納については、調査で確認することとする。また、市税については代理権授与通知書により調査をすることができる。

(設備資金と運転資金の併用)

第3条 要綱第10条第2項第2号、第11条第2項第2号及び第12条第2項第2号に規定する金額は、設備資金若しくは運転資金又は設備資金と運転資金との合計をいうものとする。

2 設備資金と運転資金を同時に必要とするときは、同一の申込書により申込みを行うことができる。

(関係書類の処理)

第4条 要綱第17条第2項に規定する実態調査の記録書類は2通作成し、1通を協会へ提出する。この場合において、要綱第16条第1項第1号から第4号までの書類の写しを添付するものとする。

2 要綱第16条第1項第2号及び第3号の書類は、実態調査を行った機関において保存するものとする。

(指導基準)

第5条 設備資金の融資にあたっては、次の基準に従って申込者を指導するものとする。

融資後2か月以内に工事に着手又は機械器具等を納入すること。

2 融資後において必要がある場合は、県及び市は、この制度の利用者に対して適切な指導を行うものとする。

附 則

この細則は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成19年10月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から実施する。